

目次

第1編 総論	1
第1節 計画の目的等	1
第1 目的	1
第2 基本方針	1
第3 構成	1
第4 修正	1
第2節 八千代町の概要	2
第1 自然条件	2
第2 社会条件	2
第3節 八千代町の災害特性	4
第1 風水害の特性・履歴	4
第2 地震災害の特性・履歴	6
第4節 防災関係機関等の責務と業務の大綱	8
第1 防災関係機関等の責務	8
第2 防災関係機関等の業務の大綱	9
第5節 防災教育・訓練	15
第1 防災教育	15
第2 防災訓練	18
第6節 防災情報の常時把握	20
第2編 地震災害対策計画編	21
第1章 総則	21
第1節 地震災害対策計画の概要	21
第1 目的	21
第2 基本方針	21
第3 構成	21
第4 被害想定	21
第2章 地震災害予防計画	22
第1節 防災体制の整備	22
第1 町の防災組織	22
第2 防災組織等の整備	24
第3 情報通信ネットワークの整備	29
第2節 地震に強いまちづくりの推進	31
第1 防災まちづくりの推進	31
第2 土木施設の耐震化の推進	34
第3 ライフライン施設の耐震化の推進	36
第4 地盤災害防止対策の推進	38
第5 危険物等施設の安全確保	40
第3節 被害の軽減・防止	42

第 1	緊急輸送への備え	42
第 2	消防力、救助・救急活動の強化	44
第 3	医療救護活動	47
第 4 節	被災者支援	49
第 1	指定避難所・指定緊急避難場所の整備	49
第 2	食料・生活必需品の供給体制の整備	51
第 3	要配慮者安全確保のための備え	54
第 4	燃料不足への備え	59
第 3 章	地震災害応急対策計画	61
第 1 節	初動対応計画	61
第 1	職員の参集・動員	61
第 2	組織計画	63
第 2 節	情報の収集・伝達	70
第 1	通信手段の確保	70
第 2	災害情報の収集・伝達・報告	75
第 3	災害情報の広報	81
第 3 節	応援・受援	84
第 1	他の地方公共団体等に対する応援要請	84
第 2	自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保	87
第 3	他市町村被災時の応援	93
第 4 節	被害軽減対策	94
第 1	避難対策	94
第 2	緊急輸送	99
第 3	交通計画	104
第 4	消火・救出・救助活動	106
第 5	応急医療救護	110
第 6	危険物災害防止対策	113
第 7	燃料対策	116
第 5 節	被災者生活支援	118
第 1	被災者の把握	118
第 2	避難生活の確保、健康管理	120
第 3	ボランティア活動の支援	125
第 4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	127
第 5	生活救援物資の供給	129
第 6	避難行動要支援者安全確保対策	132
第 7	応急教育	135
第 8	帰宅困難者対策	138
第 9	義援物資対策	140
第 10	愛玩動物の保護対策	141
第 6 節	災害救助法の適用	142

第7節	応急復旧・事後処理	146
第1節	建築物の応急復旧	146
第2節	公共施設の応急対策	150
第3節	ライフライン施設の復旧計画	152
第4節	災害廃棄物の処理・防疫・障害物除去	163
第5節	行方不明者の捜索及び遺体の処理	167
第4章	震災復旧・復興計画	169
第1節	被災者の生活の安定化	169
第1節	罹災証明書の発行	169
第2節	義援金の募集及び配分	170
第3節	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	172
第4節	租税及び公共料金等の特例措置	173
第5節	住宅建設の促進	174
第6節	雇用対策	175
第7節	被災者生活再建支援法の適用	176
第2節	公共施設等災害復旧計画	179
第3節	激甚災害の指定	182
第4節	復興計画の作成	185
付編	東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画	187
第1章	総則	187
第1節	計画作成の趣旨	187
第2節	計画作成の基本方針	187
第2章	防災責任者が実施する事務又は業務の大綱	189
第3章	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	191
第1節	東海地震注意情報等の伝達	191
第2節	警戒体制への準備	191
第3節	警戒宣言、東海地震に関する情報について	192
第4章	警戒宣言発令時の対応措置	194
第1節	警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達	194
第2節	警戒体制の確立	195
第3節	地震防災応急対策の実施	195
第4節	住民等がとるべき措置	201
第3編	風水害対策計画編	202
第1章	総則	202
第1節	災害対策計画の概要	202
第1節	目的	202
第2節	基本方針	202
第3節	構成	202
第2章	災害予防計画	203

第1節	防災体制の整備	203
第1	町の防災組織	203
第2	防災組織等の整備	203
第3	情報通信ネットワークの整備	203
第2節	災害に強いまちづくりの推進	204
第1	防災まちづくりの推進	204
第2	水政計画	204
第3	土砂災害防止対策	207
第4	土砂災害警戒情報の発表	208
第5	道路の安全対策	209
第6	学校等の安全対策・文化財の保護	210
第7	農地・農業の安全対策	211
第8	気象業務整備計画（水戸地域気象台の対応等）	213
第9	災害用資材・機材等の点検整備計画	215
第3節	被害軽減・被災者支援	216
第1	火災予防計画	216
第2	指定避難所・指定緊急避難場所の整備	216
第3	食料・生活必需品の供給体制の整備	216
第4	要配慮者安全確保のための備え	216
第3章	災害応急対策計画	217
第1節	初動対応計画	217
第1	職員の参集・動員	217
第2	組織	219
第2節	情報の収集・伝達	221
第1	通信手段の確保	221
第2	気象情報等計画	221
第3	災害情報の収集・伝達・報告	227
第4	災害情報の広報	230
第3節	応援・派遣	231
第1	他の地方公共団体等に対する応援要請	231
第2	自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保	231
第3	他市町村被災時の応援	231
第4節	被害軽減対策	232
第1	避難対策	232
第2	緊急輸送	232
第3	水防計画	232
第4	消火・救出・救助活動	234
第5	応急医療救護	234
第6	交通計画	234
第5節	被災者生活支援	235

第 1	被災者の把握	235
第 2	避難生活の確保、健康管理	235
第 3	ボランティア活動の支援	235
第 4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	235
第 5	生活救援物資の供給	235
第 6	避難行動要支援者安全確保対策	235
第 7	応急教育	235
第 6 節	農地農業計画	236
第 7 節	救助法の適用	237
第 8 節	応急復旧・事後処理	237
第 1	建築物の応急復旧	237
第 2	公共施設の応急対策	237
第 3	ライフライン施設の復旧計画	237
第 4	清掃・防疫対策	237
第 5	行方不明者の捜索及び遺体の処理	237
第 6	労務計画	238
第 4 章	災害復旧・復興計画	239
第 1 節	被災者の生活の安定化	239
第 1	罹災証明書の発行	239
第 2	義援金の募集及び配分	239
第 3	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	239
第 4	租税及び公共料金等の特例措置	239
第 5	住宅建設の促進	239
第 6	雇用対策	239
第 7	被災者生活再建支援法の適用	239
第 2 節	公共施設等災害復旧計画	240
第 3 節	激甚災害の指定	240
第 4 節	復興計画の作成	240
第 4 編	大規模災害対策計画編	241
第 1 章	航空災害対策計画	241
第 1 節	災害予防	241
第 1	本町周辺の航空状況	241
第 2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	241
第 3	災害応急体制の整備	242
第 4	緊急輸送活動への備え	242
第 5	関係者等への的確な情報伝達活動への備え	242
第 6	防災関係機関の防災訓練の実施	242
第 2 節	災害応急対策	243
第 1	発災直後の情報収集・連絡	243

第2	活動体制の確立	245
第3	捜索、救急・救助、医療及び消火活動	246
第4	避難勧告・避難指示（緊急）・誘導	247
第5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	247
第6	関係者等への的確な情報伝達活動	247
第7	遺族等事故災害関係者への対応	247
第8	防疫及び遺体の処理	247
第2章	道路災害対策計画	248
第1節	災害予防	248
第1	道路交通の安全のための情報の充実	248
第2	道路施設等の管理と整備	248
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧対策への備え	249
第4	防災知識の普及	250
第5	再発防止対策の実施	250
第2節	災害応急対策	251
第1	発災直後の情報収集・連絡	251
第2	活動体制の確立	253
第3	救急・救助、医療及び消火活動	255
第4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	255
第5	危険物の流出に対する応急対策	255
第6	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	256
第7	関係者等への的確な情報伝達活動	256
第8	防疫及び遺体の処理	256
第3章	大規模な火事災害対策計画	257
第1節	災害予防	257
第1	災害に強いまちづくり	257
第2	大規模な火事災害防止のための情報の充実	257
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	258
第4	防災知識の普及	259
第2節	災害応急対策	260
第1	発災直後の情報収集・連絡	260
第2	活動体制の確立	261
第3	救急救助、医療及び消火活動	263
第4	避難の受入れ	263
第5	施設及び設備の応急活動	264
第6	関係者等への的確な情報伝達活動	264
第7	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	264
第8	防疫及び遺体の処理	264
第4章	危険物等災害対策計画	265
第1節	災害予防	265

第 1	危険物等の予防対策（各災害共通事項）	265
第 2	石油類等危険物施設の予防対策	267
第 3	高圧ガス・火薬類の予防対策	268
第 4	毒劇物取扱施設の予防対策	269
第 5	放射線使用施設等の予防対策	270
第 6	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策	271
第 2 節	災害応急対策	272
第 1	発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）	272
第 2	活動体制の確立（各災害共通事項）	276
第 3	石油類等危険物施設の事故応急対策	278
第 4	高圧ガス、火薬類の事故応急対策	281
第 5	毒劇物多量取扱施設の事故応急対策	283
第 6	放射線使用施設等の事故応急対策	284
第 7	核燃料物質等の事業所以外運搬中の事故応急対策	286
第 8	避難誘導対策	287
第 9	捜索・救出・救助対策	287
第 10	応援要請対策	287
第 11	医療救護対策	288
第 12	緊急輸送の確保	288
第 13	放射線量等の測定体制の整備	288